

宮崎県住宅政策懇談会設置要綱

令和8年2月12日

改正 令和8年4月 1日

県土整備部建築住宅課

(設置)

第1条 宮崎県の住宅政策の指針である宮崎県住生活基本計画（令和3年度～令和12年度）の見直しを行うに当たり、各分野の幅広い意見を反映させるため、宮崎県住宅政策懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 住宅政策の課題及び目標に関すること。
- (2) 住宅に関する基本的な施策に関すること。
- (3) その他住宅施策に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第4条 懇談会は、県土整備部長が招集する。

- 2 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、懇談会を主宰する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、宮崎県県土整備部建築住宅課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行し、令和9年1月31日限りでその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

宮崎県住宅政策懇談会委員名簿

区 分	職 氏 名
学 識 経 験 者	九州医療科学大学社会福祉学部 教授 三宮基裕 宮崎大学 名誉教授 米村敦子
関 係 団 体 等	一般社団法人 宮崎県建築業協会 会長 坂下輝男 一般社団法人 宮崎県宅地建物取引業協会 会長 藤山広子 一般社団法人 宮崎県建築士会 専務理事兼事務局長 後藤和生 一般社団法人 宮崎県マンション管理士会 理事 平木和幸 社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会 副会長兼常務理事 横山幸子 独立行政法人 住宅金融支援機構九州支店 支店長 阿部吉男
関 係 行 政 機 関	宮崎市住宅課 課長 久保敏典